

群馬県立図書館資料収集方針

群馬県立図書館は、群馬県内の中核的図書館として、現在及び将来の利用者のために、多様かつ的確な情報により資料を選定し、収集し、保存する。

1 基本的な考え

- (1) 県民の知の拠点たる図書館としてふさわしい資料を収集する。
- (2) 県内図書館ネットワークの中核図書館として、県内の公立図書館及び学校図書館の活動を推進するための資料を収集する。
- (3) 県内図書館、研究機関、類縁機関の機能と資料整備状況を考慮して資料を収集する。
- (4) 多様な意見のある事柄については、中立・公平な立場で、幅広い観点から資料を収集する。

2 収集する資料

- (1) 収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、映像・音響・電子資料等とする。
- (2) 郷土資料を除き、収集部数は原則として1部とする。

3 収集方法

購入、寄贈等により収集する。

4 資料選定委員会

- (1) 資料収集の適性を図るために資料選定委員会を設置する。
- (2) 資料選定委員会の組織及び運営については別途定める。

5 資料収集の協議

資料の収集は、資料選定委員会の協議を経る。

6 資料選定の具体的基準

収集する資料は、別表の「資料別収集基準」により選定する。

附 則

- 1 この方針は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 「群馬県立図書館資料収集方針」（平成20年2月27日）は廃止する。